

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 7 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部改正について

今般、標記について、消費者庁食品衛生基準審査課長から、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

消 食 基 第 601 号
令和 7 年 10 月 7 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部改正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年 11 月 30 日付け厚生食基発 1130 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）で告示してきたところです。

今般、事業者からの要請に基づき、基材を構成するモノマー等を変更するため、当該通知について別紙のとおり一部改正し、本日から適用しますので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

改 正 後		改 正 前	
別紙 16		別紙 16	
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体		アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	
(略)		(略)	
必須モノマー	名称	名称	使用制限等
	必須モノマー	必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。
	(略)	(略)	
	<u>アクリル酸アルキル</u>	<u>アクリル酸ステア</u> <u>ル</u>	(新設)
	(略)	(略)	
	メタリルスルホン酸	メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。
	<u>メタクリル酸ジシク</u> <u>ロペンタニル</u>	(新設)	

任意の物質	任意の物質のみで構成される 部分は分子量 1000 未満である こと（ただし、分子量 1000 以 上のエチレングリコール重合 体部分を除く。）。
(略)	
メタクリル酸 2－〔3 －（2H－ベンゾトリ アゾール－2－イル） －4－ヒドロキシフ エニル〕エチル	(削る)
(略)	
(略)	

任意の物質	任意の物質のみで構成される 部分は分子量 1000 未満である こと（ただし、分子量 1000 以 上のエチレングリコール重合 体部分を除く。）。
(略)	
メタクリル酸 2－〔3 －（2H－ベンゾトリ アゾール－2－イル） －4－ヒドロキシフ エニル〕エチル	第 2 表の通し番号 108(1)及び <u>108(2)に該当する重合体の構 成成分としての使用に限る。</u>
(略)	
(略)	